



平成 29 年 10 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社キムラタン
代表者名 代表取締役 浅川 岳彦
(コード番号 8107 東証第 1 部)
問合せ先 常務取締役 木村 裕輔
(電話 078-332-8288)

行使価額修正条項付第 8 回新株予約権 (コミット条項付・行使許可条項付)
並びに第 9 回及び第 10 回新株予約権 (行使許可条項付)
の発行に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 10 月 6 日開催の取締役会において、下記の通り、第三者割当による第 8 回新株予約権、第 9 回新株予約権及び第 10 回新株予約権 (以下、各々を「第 8 回新株予約権」、「第 9 回新株予約権」及び「第 10 回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 29 年 10 月 23 日
(2) 新株予約権の総数	220,000 個 第 8 回新株予約権 60,000 個 第 9 回新株予約権 100,000 個 第 10 回新株予約権 60,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 15,520,000 円 (第 8 回新株予約権 1 個につき 38 円、第 9 回新株予約権 1 個につき 70 円、第 10 回新株予約権 1 個につき 104 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数 : 22,000,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) 第 8 回新株予約権 : 6,000,000 株 第 9 回新株予約権 : 10,000,000 株 第 10 回新株予約権 : 6,000,000 株 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は、いずれの本新株予約権についても 32 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 22,000,000 株です。
(5) 資 金 調 達 の 額 (差引手取概算額)	1,469,020,000 円 (差引手取概算額)
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 第 8 回新株予約権 64 円 第 9 回新株予約権 64 円 第 10 回新株予約権 73 円 第 8 回新株予約権及び第 9 回新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (以下「東証終値」といいます。)の 91%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。 第 10 回新株予約権について、当社は、平成 30 年 4 月 24 日以降、平成

この文書は、当社の第 9 回乃至第 11 回新株予約権 (行使許可条項付) の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	<p>31年10月22日まで（同日を含みます。）の期間において、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、直ちにその旨を新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の東証終値の91%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。</p> <p>なお、上記にかかわらず、当社は、以下の場合には、第10回新株予約権について上記行使価額の修正を行うことができません。</p> <p>① 当社又はその企業集団に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実（金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含みますがこれらに限られません。）が存在する場合</p> <p>② 直前になされた上記行使価額の修正に係る通知が行われた日から6ヶ月が経過していない場合</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	クレディ・スイス証券株式会社に対する第三者割当方式
(8) その他	<p>当社は、割当予定先であるクレディ・スイス証券株式会社（以下「割当予定先」といいます。）との間で、本新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生をもって締結予定の本新株予約権に係る第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）において、以下の内容を合意する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれの本新株予約権についても、割当予定先は、当社に本新株予約権の行使を申請し、当社が許可した場合に限り本新株予約権を行使することができること。 ・第8回新株予約権について、割当予定先は、原則として平成29年12月20日までに、第8回新株予約権の全部を行使すること。 ・割当予定先は、平成31年10月9日以降同年10月22日までの間に当社に対して通知することにより、本新株予約権の買取りを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権を払込金額と同額で買い入れること。 ・割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと。 <p>詳細については、別記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性」をご参照ください。</p>

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

本年、神戸港開港150周年イベントが大きく開催されました。欧風文化の入口として今日まで発展を遂げた神戸に発祥し、ベビー子供向けの洋服づくりを専業とするメーカーとして、当社は94年の歴史を有しております。その間「神戸エレガンス」と称される地域固有の文化は当社のモノづくりにしっかりと受け継がれてまいりました。あまたある子供服の中で当社の個

この文書は、当社の第8回乃至第10回新株予約権（行使許可条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

性は認知され、多くのお客様にご愛顧いただいております。

しかしながら、少子化による市場縮小、可処分所得の伸び悩みによる個人消費の低迷、アパレル業界における価格競争の激化などの影響を受け、当社の業績は、近年では2期連続の赤字に陥るなど厳しい経営状態が続いております。

このような環境下、当社は本来の強みである商品力の回復・強化を中期的な目標の基軸に据え、国内店舗網の売上拡大・ネット販売のさらなる伸長・海外事業の確立という3つの課題に取り組んでまいりました。

まず、海外事業確立のために、当社は2015年、大都グループとの間に業務資本提携を締結いたしました。当社は大都グループに対し第三者割当により普通株式を新規発行し、8億円弱の資金調達をしながらこれを成長へと振り向けるべく、同社との協業を進めております。具体的には、海外事業部を設立し人的交流を深めながらアンテナショップの開店や上海展示会への出展等、行動を重ねてまいりましたものの、これまで期待通りの成果をあげるには至っておりません。本年(2017年)秋よりようやく、中国大手レディースアパレル会社によって当社製品が採用されEC販売が開始される運びとなりました。現在この取組を鋭意進行中でございます。このように大都グループとの中国進出のための業務資本提携は、紆余曲折を経ながら今しばらく時間を要するものと判断しております。また、その当時調達いたしました資金は、一部を「愛情設計」商品の仕入資金や新規店舗の設備資金に充当しておりますが、残りの多くの部分につきましては、ここ2年にわたる当社業績の厳しい推移により、運転資金への充当を余儀なくされております。

しかしながら、先日発表いたしました第1四半期決算において、国内店舗網並びにネット販売の売上増により、これらを合わせた売上高が前期比2ケタ増となっております。同業他社が引き続き苦戦を強いられる中、当社の業績向上はお得意先様からも相応のご評価をいただいております。3つの大きい取組のうち国内店舗網の売上拡大・ネット販売のさらなる伸長の2つは着実に成果を現し始めており、ここ数年続いた売上減少傾向を本年以降反転できるものと判断しております。

当業界にとっては今後も厳しい環境が続くものと予想されます。当社はベビー子供アパレル事業の回復・成長への取組を全社一丸となって進めておりますが、さらに当社の企業価値及び魅力を今よりも向上させるために、むしろ「打ってでる」ことが必要と判断し、本業に関連しかつ増幅効果が期待できる新規事業による業容の拡大、物流パートナーが運営する中国物流倉庫への投資による新たな収益機会の獲得を図り、また本業の回復・成長に伴い必要となる運転資金を確保することを目的として今回の資金調達を決定いたしました。この資金調達による中国事業を含む本業の回復成長並びに、業容拡大による企業価値及び魅力の向上にむけて鋭意努力して参る所存でございます。

なお、今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、後記「3 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

(2) 本新株予約権の商品性

① 本新株予約権の構成

- ・本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的である株式の総数は22,000,000株(第8回新株予約権につき6,000,000株、第9回新株予約権につき10,000,000株、第10回新株予約権につき6,000,000株)です。
- ・第8回新株予約権及び第9回新株予約権の行使価額は、当初64円(発行決議日の前取引日の東京証券取引所における終値の100%の水準)ですが、本新株予約権が行使される都度、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の91%に相当する価額に修正されます。但し、行使価額は、下限行使価額である32円(発行決議日の前取引日の東証終値の50%の水準)を下回って修正されることはありません。
- ・第10回新株予約権の当初の行使価額は73円ですが、当社は、平成30年4月24日以降、平成31年10月22日まで(同日を含みます。)の期間において、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。行使価額の修正が決議された場合、当社は、直ちにその旨を新株予約権者に通知するものとし、行使価

この文書は、当社の第8回乃至第10回新株予約権(行使許可条項付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の東証終値の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額である32円（発行決議日の前取引日の東証終値の50%の水準）を下回ることはありません。

なお、上記にかかわらず、当社は、以下の場合には、第10回新株予約権について上記行使価額の修正を行うことができません。

- 当社又はその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいいます。）に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実（金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含みますがこれらに限られません。）が存在する場合
 - 直前になされた上記行使価額の修正に係る通知が行われた日から6ヶ月が経過していない場合
- ・ 下記②に記載の通り、割当予定先は、いずれの新株予約権についても、当社に本新株予約権の行使を申請し、当社が許可した場合に限り本新株予約権を行使することができます。したがって、第8回新株予約権については全部行使条項との兼合いがありますが、原則として、一定の除外事由が発生した場合を除いては、当社の裁量により、割当予定先が行使することができる本新株予約権の数量を一定数の範囲内にコントロールすることができ、又は全く行使が行われないようにすることが可能となります。
 - ・ 下記③に記載の通り、割当予定先は、第8回新株予約権について、原則として平成29年12月20日までに、第8回新株予約権の全部を行使することを約束しています。この設計により、当社は、高い蓋然性をもって、第8回新株予約権の行使に伴う資金調達を実現することが可能となります。
 - ・ 本新株予約権の行使期間は、割当日の翌日以降2年間であります。
 - ・ 本新株予約権に係る金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で、主に下記②、③及び⑤の内容を定めた本第三者割当契約を締結する予定です。

② 当社による行使許可

- ・ 割当予定先は、当社から本新株予約権の行使の許可（以下「行使許可」といいます。）を取得した場合で、かつ当該行使許可に基づき本新株予約権の行使が認められる期間（以下「行使許可期間」といいます。）内に、当該行使許可に基づき行使することができる本新株予約権の数の範囲内で本新株予約権を行使する場合に限り、本新株予約権を行使することができます。当社は、割当予定先による本新株予約権の行使の申請に対して、自由な裁量により許可又は不許可を指示することができます。但し、かかる行使制限は、以下に掲げる期間中には適用されません。
 - (i) 当社の普通株式が上場廃止となる合併、株式交換又は株式移転等（以下「合併等」といいます。）が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間
 - (ii) 当社の株券等に対する公開買付けに係る公開買付開始公告がなされた時から、当該公開買付けに係る買付期間が終了した時又は当該公開買付けが中止されることが公表された時までの間
 - (iii) 当社の普通株式が、上場されている金融商品取引所において監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間
- ・ 行使申請に際しては、原則として以下の要件を満たすことを必要とします。
 - (i) 行使申請を行う本新株予約権の個数が、第9回新株予約権につき25,000個、第10回新株予約権につき15,000個を超えないこと。なお、第8回新株予約権については、行使申請を行う本新株予約権の個数に関する制限はありません。
 - (ii) 行使許可期間が、第8回新株予約権については40取引日、第9回新株予約権及び第10回新株予約権については20取引日以内であること。
 - (iii) いずれかの本新株予約権に係る行使許可期間の初日の時点で、それ以前になされた行使許可に基づき行使可能な当該新株予約権が存在していないこと。

この文書は、当社の第8回乃至第10回新株予約権（行使許可条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- ・割当予定先は、行使許可を取得した後、当該行使許可に係る行使許可期間中に、当社に対して通知することにより、取得した行使許可を放棄することができます。

③ 第8回新株予約権に関する全部行使条項

割当予定先は、第8回新株予約権に関して、当社に対して、同新株予約権の行使期間の初日（同日を含みます。）から起算して40取引日目の日（以下「全部行使期限」といい、下記により全部行使期限が延長された場合には、当該延長後の日をいいます。）までに第8回新株予約権の全部を行使することを約しております。かかる行使により、当社は本件における早期の段階でのキャッシュ・フローを確保することができると想定しております。

行使期間の初日から全部行使期限の末日までの期間（以下「全部行使期間」といいます。）は当初40取引日ですが、全部行使期間内のいずれかの取引日において下記ア乃至キのいずれかに該当した場合、1取引日該当するごとに、全部行使期限は1取引日延長されます。また、当該該当した取引日において行使許可がなされていた場合、当該行使許可に係る行使許可期間も同様に延長されます。但し、同日に下記ア乃至キの2つ以上に該当した場合でも、当該日に係る延長は1取引日のみです。なお、第8回新株予約権の全部行使期間は最大60取引日とし、全部行使期間が60取引日に達して以降、下記ア乃至キのいずれかに該当した場合、割当予定先による第8回新株予約権の行使義務は消滅します。

- ア 東京証券取引所における当社普通株式の株価が立会時間中に一度でもストップ安を記録した場合
- イ 東京証券取引所における当社普通株式の終日の売買高加重平均価格（VWAP）が前日終値（前日に終値がない場合には、その直前の終値）の93%を下回った場合
- ウ 東京証券取引所における当社普通株式の終日のVWAPが第8回新株予約権の下限行使価額の120%を下回った場合
- エ 東京証券取引所における当社普通株式の売買高が1,500,000株を下回った場合
- オ 東京証券取引所において当社普通株式が売買停止となった場合
- カ 割当予定先が、発行会社又はその関連会社に関する未公表の重要事実を保有している場合
- キ 振替機関が本新株予約権の行使請求を取り次がない場合

なお、行使義務が消滅した時点で第8回新株予約権が残存している場合、割当予定先はその時点で取得している行使許可又は新たな行使申請により取得する行使許可の範囲内でその裁量により新株予約権の行使を行うことができます。

④ 当社による本新株予約権の取得

当社は、平成30年4月24日以降いつでも、当社取締役会において決議し、かつ割当予定先に対して法令に従って通知することにより、各本新株予約権の要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、割当予定先の保有する当該新株予約権の全てを取得することができます。割当予定先は、本第三者割当契約により、上記通知がなされた日の翌日以降、当該新株予約権の行使を行うことができません。

⑤ 割当予定先による本新株予約権の買取りの請求

割当予定先は、平成31年10月9日以降同年10月22日までの間に当社に対して通知することにより、又は当社の重大な義務違反等を原因として本第三者割当契約が解除された場合、本新株予約権の買取りを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、割当予定先の保有する本新株予約権の全てを買い取ります。

(3) 本新株予約権を選択した理由

数あるファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の資金需要とのバランスを考慮しつつ、既存株主の利益に十分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、割当予定先から提案を受け

この文書は、当社の第8回乃至第10回新株予約権（行使許可条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

た本新株予約権の発行が以下に記載の通り他のファイナンス手法の課題を解決するものであることから、当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

(本新株予約権の主な特徴)

<当社のニーズに応じた特徴>

① 過度な希薄化の抑制が可能なこと

・本新株予約権は、潜在株式数が 22,000,000 株（発行決議日現在の発行済株式数 89,009,310 株の 24.72%）と一定であり、株価動向にかかわらず本新株予約権の行使による最大増加株式数が限定されております。行使価額が下方修正されても、希薄化が当初の想定以上に進むことはありません。

また、株価が行使価額を上回る状況において行使価額の上方修正を行うことが可能で、当初の想定よりも希薄化を抑制することもできます。

・本新株予約権の行使は、当社の許可に基づいて行われるため、株価が行使価額を上回る水準では、当社が行使を許可する限り行使が進むことが期待される一方、株価動向等を勘案して許可を行わないことによって、行使が進まないようにすることができます。

② 当社が適正と考える株価水準での資金調達を図れること

本新株予約権の行使については、割当予定先からの行使の申請を受けて、当社が行使の許可・不許可を決定する仕組みであるため、株価が行使価額を上回る場合であっても当社が株価水準が思わしくないと考える場合には行使不許可とすることができる一方、株価水準が適正と考えられる場合に行使許可とすることで、当社が望ましいと考える株価水準で資金調達を図ることができます。

③ 第8回新株予約権の全部行使条項により早期のキャッシュ・フローが確保されていること

第8回新株予約権については、割当予定先により行使が約されているため、早期にある程度のキャッシュ・フローを確保することが見込まれています。「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の通り、当社は調達資金のうち物流パートナーが運営する中国物流倉庫建設への出資及び本業の仕入資金に対して約3億円を平成29年12月までに充当することを予定しておりますが、かかる行使により、平成29年12月までに3億円を超える資金調達が達成できる可能性は十分あると考えております。

④ 既存株主の利益へ配慮されているとともに、資本政策の柔軟性が確保されていること

下記の仕組みにより、既存株主の利益への配慮がなされているとともに、資本政策の柔軟性が確保されていると考えております。

・第8回新株予約権及び第9回新株予約権の行使価額は、各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいと考えられます。

・第10回新株予約権については、発行決議日の前取引日の東証終値よりも高い株価水準で行使価額を設定することにより、将来の株価上昇局面において、かかる株価水準での更なる資金調達を実現することが期待できます。これは、株式価値の希薄化という観点からは、既存株主の利益に資するものと考えます。

・第10回新株予約権の行使価額は、当社取締役会の判断により修正することが可能です。当初の行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合に、行使価額を上方に修正することによって資金調達額を増額できます。他方で、長期的に株価が行使価額を大幅に下回っている場合に、当社が低い資金調達額であっても本新株予約権による資金調達を希望する場合には、行使価額を下方に修正することによって、本新株予約権の行使を促進することができます。

・いずれの本新株予約権についても、下限行使価額が32円（発行決議日の前取引日の東証終値の50%の水準）に設定されており行使価額がかかる金額を下回ることはありません。

・資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部を、平成30年4月24日以降いつでも取得することができ、また、取得に関する通知がなされた日の翌日以降、割当予定先は本新株予約権の行使を行わない旨を合意する予定であるため、資本政策の柔軟性を確保できます。

この文書は、当社の第8回乃至第10回新株予約権（行使許可条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

⑤ 資本調達の見込みが高いこと

第8回新株予約権については、全部行使条項が付されており、一定の例外はあるものの、原則として、割当予定先が一定期間中において全部を行使することを約束していることから、資本調達の見込みが高いといえます。また、第9回新株予約権についても、行使価額が日々修正されることから、当社が行使許可を出す限り、速やかに行使が進むことが期待されます。第10回新株予約権についても、新株予約権は、転換社債に比べて、株価が行使価額（又は転換価額）を上回った場合に行使（又は転換）が行われやすい傾向があることが知られており、株価上昇局面においては、株価が行使価額を一定程度上回った段階で速やかに行使が進むことが期待されることから、転換社債と比して、早期の資本調達の見込みが高いものと考えられます。一方、株価下落局面においても行使価額の修正により、割当予定先による本新株予約権の行使が進みやすい状況とすることが可能です。以上の特徴により、早期に資本調達を達成できる可能性が高いと考えられます。

<本新株予約権の主な留意事項>

本新株予約権には、主に、下記⑥乃至⑨に記載された留意事項がございますが、当社といたしましては、上記①乃至⑤に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

- ⑥ 第10回新株予約権の当初の行使価額は、上記「(2) 本新株予約権の商品性 ①本新株予約権の構成」に記載の通り、73円と、発行決議日の前取引日の東証終値よりも高く設定されており、株価水準によっては早期に行使が進まない可能性があります。
- ⑦ 本新株予約権の下限行使価額は、いずれも発行決議日の前取引日の東証終値の50%の水準に設定されているため、株価水準によっては早期に資金調達できない可能性があります。
- ⑧ 第9回新株予約権及び第10回新株予約権については、割当予定先に対して本新株予約権の行使を義務付ける条項は付されていないため、行使完了までに時間がかかる又は行使が完了しない可能性があります。
- ⑨ 本新株予約権発行後、行使期間の終盤において、割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取りの請求を行う場合があります。但し、買取価額は発行価額と同額となります。

(他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権発行の特徴)

- ① 公募増資により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。一方、本新株予約権の発行においては、行使許可の仕組みを設けることにより、株価動向を見ながら分散した行使が期待され、当社株式が一時的に供給過剰となる事態が回避され、株価への影響の軽減が期待できます。
- ② 第三者割当による新株式の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいためと考えられ、また、現時点では新株式の適当な割当先も存在していません。一方、割当予定先から提案を受けた本新株予約権の発行においては、上記の通り、行使許可の仕組みを設けることにより、株価動向を見ながら分散した行使をさせることが可能となり、当社株式が一時的に供給過剰となる事態が回避され、株価への影響の軽減が期待できます。
- ③ 借入れ又は社債の発行による資金調達は、調達金額が負債となり、負債比率が上昇し、財務健全性の低下が見込まれるため、現状の当社の財務状況等に鑑み、望ましくないと判断いたしました。
- ④ 転換社債の場合、必ずしも当社が希望する水準での転換価額を設定することができません。一方、本新株予約権においては、発行条件の設定の自由度が高く、当社が希望する水準での行使価額を設定することができます。
転換社債による資金調達は、調達金額が当初負債に計上されるため、株式（資本）への転換が進まない場合には、継続的な財務健全性の低下が見込まれます。転換社債の場合、新株予約権の場合に比べて、株価が転換価額を上回っても満期が近づくまでは転換が進まない傾向があることが知られており、負債から資本への転換が進まない懸念があります。一方、本新株予約権においては、行使価額を株価が上回れば、新株予約権の行使が進みやすく、資本を拡充しながら

この文書は、当社の第8回乃至第10回新株予約権（行使許可条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

ら、負債を圧縮することが期待できます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
1,477,520,000	8,500,000	1,469,020,000

- (注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額です。払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。
- 2 行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少いたします。
- 3 発行諸費用の概算額は、弁護士・新株予約権評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計です。
- 4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 1,469,020,000 円については、物流パートナーが運営する中国物流倉庫建設への出資、企業主導型保育園への事業進出、本業の仕入資金及び本業関連分野での M&A に充当する予定です。具体的な内訳は以下の通りです。なお、実際に充当するまでの間は、安全性の高い預金口座等にて運用・管理していく予定です。

手取金の使途	想定金額	支出予定時期
① 物流パートナーが運営する中国物流倉庫建設への出資	200 百万円	平成 29 年 12 月～平成 31 年 12 月
② 企業主導型保育園への事業進出	200 百万円	平成 30 年 1 月～平成 32 年 9 月
③ 本業の仕入資金	300 百万円	平成 29 年 10 月～平成 30 年 11 月
④ 本業関連分野での M&A	769 百万円	平成 30 年 1 月～平成 31 年 12 月

当社は、上記表中に記載の通り資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下の通りです。また、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。なお、上記の使途については、まず、③に充当し、続いて①、②及び④の順番で充当することを予定していますが、物流倉庫建設計画や保育園開設の進捗と仕入資金の必要時期等に合わせ柔軟に対応してまいります。また調達額が下回った場合には、④の使途で調整することを想定しております。

① 物流パートナーが運営する中国物流倉庫建設への出資について

当社が物流業務を委託するパートナー企業は、中国江蘇省南通市に現地法人を設立し、物流業務を開始するとともに、建設した物流倉庫の一部を賃貸しております。南通地区における工場用地又は倉庫への需要は増加しており、現在の賃借人からの倉庫増設の要請もあつて、同社はさらに 3 棟の増設を計画しております。当社は上記現地法人に対し 1 棟あたり約 60 万ドル（約 67 百万円（注））を 3 回に分けて順次出資し、2 年間で合計約 180 万ドル（約 2 億円（注））を出資する予定であります。利益配当により、当該出資金に対し年利回り約 6% の収益を見込んでおります。

（注）平成 29 年 9 月 29 日の為替レート（1 ドル 112.73 円）にて換算。

② 企業主導型保育園への事業進出について

この文書は、当社の第 8 回乃至第 10 回新株予約権（行使許可条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

当社は子育て支援企業として、少子化進展に歯止めをかける一助を担うべく、企業主導型保育事業に進出いたします。保育園開設・運営を主業務とするパートナー企業との提携により、3年で10園程度の開設を予定しております。1園あたりの開設に補助金を差し引き約2千万円の資金が必要と見込んでおりますが、これを6年～7年で回収する見込みでございます。当該事業をもって、本業のベビー子供服とともに当社の子育て支援企業としての価値・魅力向上につなげてまいります。

③ 本業の仕入資金について

過去2年赤字の経緯により、先行する仕入資金等に厳しさがあることから本業の仕入資金に約3億円を振り向けます。本業アパレル事業においては、春夏物に比べ秋冬物の仕入額が大きく、例年8月から11月頃にかけて仕入資金の支出が先行することから、資金需要が高まる傾向があります。当期においては、平成29年10月から11月にかけて約1億円を充当する予定です。次期以降につきましては、当秋冬物販売により回収した資金と合わせ、平成30年8月から11月にかけて秋冬物仕入資金に2～3億円を充当する予定です。

④ 本業関連分野でのM&Aについて

「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載の通り、少子化の影響で国内子供服市場は縮小が見込まれる等、当業界は今後も厳しい環境が続くものと予想されますが、そのような環境下で企業価値及び魅力を向上させるために既存事業の回復・成長とともに、M&Aによる業容の拡大を図ってまいります。

現時点で具体的な案件が決定しているものではありませんが、M&Aの対象は、既存事業との相互関係により価値を生み出すことを基本とし、服飾雑貨等のアパレル関連又はベビー・子供に関連する分野において対象先を選定してまいります。投資規模については、現時点で確定できるものではありませんが、投資先は1件又は複数件となることを想定しております。

なお、今後案件が具体的に決定された場合においては、適時適切に開示いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図れることから、当該資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生をもって締結予定の本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関であるトラスティーズ・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町二丁目11番1号山王パークタワー5階 代表者寺田芳彦）（以下「トラスティーズ・アドバイザーズ」といいます。）に依頼しました。トラスティーズ・アドバイザーズは、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められたその他の諸条件を相対的かつ適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、トラスティーズ・アドバイザーズは、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、配当利回り、割引率、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件（割当予定先から行使許可申請がなされた場合には、第8回新株予約権及び第9回新株予約権について原則として発行会社は行使許可を行い、第10回新株予約権については希薄化を抑えつつ行使を促進するため一定の範囲内で行使を許可しつつ、行使価額は6ヶ月期間経過ごとに修正することを含みます。）を設定しています。また、新株予約権行使による株式

この文書は、当社の第8回乃至第10回新株予約権（行使許可条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

処分コストについて、当社株式を市場で出来高の一定割合（10%程度）の株数ずつ処分する場合に生じる株価下落リスクを加味して、また、新株予約権の発行時の株価への影響度を他社の新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、トラスティーズ・アドバイザーが上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の、第8回新株予約権は38円、第9回新株予約権は70円、第10回新株予約権は104円とし、本新株予約権の当初行使価額を、第8回新株予約権及び第9回新株予約権は平成29年10月5日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（64円）と同額、第10回新株予約権は当該終値を15%上回る額としました。

本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、トラスティーズ・アドバイザーが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、トラスティーズ・アドバイザーの算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果を参考に、当該評価額で決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断致しました。

なお、監査役3名全員（うち社外監査役2名）から、本新株予約権の払込金額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大22,000,000株であり、発行決議日現在の当社発行済株式総数（89,009,310株）に対する比率は24.72%、発行決議日現在の当社議決権総数（889,790個）に対する比率は24.72%と限定的であります。

また、本新株予約権全てが行使された場合における最大交付株式数22,000,000株は当社株式の過去1年間における1日当たりの平均出来高5,107,701株に対して約4.3日分であることや、上記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」に記載の通り、当社が割当予定先に対し本新株予約権の行使を許可する場合において、その時点における当社株式の株価動向、出来高及び売買代金の状況を考慮した上で、必要に応じて行使を許可する本新株予約権の個数を制限し、本新株予約権の行使及びそれに伴い交付される当社株式の売却が段階的に行われるようにすることも可能であることから、本新株予約権の行使により交付される株式数は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。なお、割当予定先より、本新株予約権の行使により取得する当社株式を売却する際には、当社株価への影響に配慮する旨の口頭での説明を受けております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

(1) 商号	クレディ・スイス証券株式会社		
(2) 本店所在地	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長兼 CEO マーティン・キープル		
(4) 事業内容	金融商品取引業		
(5) 資本金の額	781 億円		
(6) 設立年月日	平成 18 年 4 月 1 日		
(7) 発行済株式数	310 万 7,514 株		
(8) 事業年度の末日	3 月 31 日		
(9) 従業員数	514 名 (単体)		
(10) 主要取引先	投資家及び発行体含む法人		
(11) 主要取引銀行	みずほ銀行、三菱東京 UFJ 銀行、クレディ・スイス銀行		
(12) 大株主及び持株比率	クレディ・スイス KK ホールディング (ネダーランド) B.V. 100%		
(13) 当社との関係等			
資本関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人的関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単体)			
決算期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
純資産	111,928	103,916	101,058
総資産	1,850,721	1,558,553	1,639,191
1 株当たり純資産(円)	36,018	33,440	32,521
営業収益	52,607	64,320	52,827
営業利益	11,851	21,031	7,517
経常利益	11,576	21,246	7,021
当期純利益	9,743	17,034	5,942
1 株当たり当期純利益(円)	3,135.51	5,481.55	1912.14
1 株当たり配当金(円)	6,166	8,060	2,832

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 割当予定先は、株式会社東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしておりません。割当予定先は、「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めていることを公表しております。当社はその文面を入手し、当該文面の内容を確認しております。さらに、関係機関との連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」の充実を図っていること等を、割当予定先との面談によるヒアリングにおいて確認しております。また、割当予定先であるクレディ・スイス証券株式

この文書は、当社の第 8 回乃至第 10 回新株予約権 (行使許可条項付) の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

会社及び同社グループは、国内外の上場会社が発行会社となる株式の公募の引受や新株予約権等の第三者割当による引受の実例を多数有しております。これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、今回、割当予定先を選定するにあたり、様々な資金調達先を検討して参りましたが、各資金調達先から提案を受け社内にて検討をした結果、上記「2. 募集の目的及び理由 (3) 本新株予約権を選択した理由」に記載の通り、割当予定先が、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として本新株予約権を提案したことに加え、割当予定先が、①海外機関投資家による東証での日本株売買シェアが高く、電子取引を含め優れた株式売買プラットフォームを有しているため、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、②新株予約権によるファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、クレディ・スイス証券株式会社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。但し、当社と割当予定先との間で締結される予定である本第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められます。

当社は、割当予定先が、当社から行使の許可を受けた上で、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら、本新株予約権の行使を行う方針であること、並びに本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら、市場での売却を中心に、適時適切に売却する方針であることを口頭で確認しております。なお、割当予定先による第8回新株予約権及び第9回新株予約権の行使については、以下の(6)に記載している<割当予定先による行使制限措置>に基づいて行われます。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本日現在において、本新株予約権の払込金額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、当社は、割当予定先から提供された業務及び財産の状況に関する説明書(平成29年3月期)に含まれる割当予定先の直近の財務諸表の純資産の額(平成29年3月31日現在)により、上記払込み及び行使に要する財産の存在について確認しており、その後かかる財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も認められないことから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。なお、同説明書において、割当予定先の財務諸表が監査法人による監査を受けており、適正意見の監査報告書を受領している旨を確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社及び当社の役員・大株主と割当予定先の間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

(6) その他

当社は、割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生をもって締結予定の本第三者割当契約において、上記「2. 募集の目的及び理由(2) 本新株予約権の商品性」②、③及び⑤に記載の内容以外に、下記の内容について合意する予定です。

<割当予定先による行使制限措置>

① 当社は、第8回新株予約権及び第9回新株予約権(以下、本①乃至③において、個別に又は

この文書は、当社の第8回乃至第10回新株予約権(行使許可条項付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

総称して「本新株予約権」といいます。) について、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を割当予定先に行わせない。

- ② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。
- ③ 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させる。

この文書は、当社の第 8 回乃至第 10 回新株予約権（行使許可条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

7. 大株主及び持株比率

募集前（平成29年3月31日現在）	
大都長江投資事業有限責任組合	11.23%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1.81%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1.39%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	1.13%
有限会社ヤマザキ	1.12%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	1.11%
岡 秀明	0.94%
株式会社ウィンフィールド	0.84%
御所野 侃	0.82%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	0.81%

(注) 今回の募集分については長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。

8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
連結売上高	4,659,192千円	4,237,934千円	4,199,140千円
連結営業利益	27,355千円	△225,552千円	△293,409千円
連結経常利益	16,108千円	△267,392千円	△320,441千円
親会社株主に帰属する 連結当期純利益	4,315千円	△289,395千円	△327,385千円
1株当たり連結当期純利益	0.05円	△3.49円	△3.68円
1株当たり連結配当金	－円	－円	－円
1株当たり連結純資産	14.5円	18.0円	14.7円

(注) 当社は、平成29年10月1日を効力発生日として10株につき1株の割合で株式併合を行いました。平成27年3月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり連結当期純利益又は1株当たり連結純損失、1株当たり連結純資産を記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（発行決議日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	89,009,310株	100%
現時点の行使価額 における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
始値	110円	90円	70円
高値	110円	100円	80円

この文書は、当社の第8回乃至第10回新株予約権（行使許可条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

安 値	80 円	60 円	60 円
終 値	90 円	70 円	70 円

- (注) 1 各株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
2 当社は、平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日として 10 株につき 1 株の割合で株式併合を行いました。平成 27 年 3 月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、各株価を記載しております。

② 最近 6 か月間の状況

	平成 29 年 5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
始 値	70 円	70 円	70 円	70 円	70 円	61 円
高 値	80 円	80 円	70 円	70 円	70 円	64 円
安 値	60 円	60 円	60 円	60 円	55 円	60 円
終 値	70 円	70 円	70 円	70 円	61 円	64 円

- (注) 1 各株価は東京証券取引所市場第一部におけるものです。
2 平成 29 年 10 月の株価については、平成 29 年 10 月 5 日現在で表示しております。
3 当社は、平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日として 10 株につき 1 株の割合で株式併合を行いました。平成 30 年 3 月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、各株価を記載しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	平成 29 年 10 月 5 日
始 値	63 円
高 値	64 円
安 値	63 円
終 値	64 円

- (注) 各株価は東京証券取引所市場第一部におけるものです。

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

払込期日	平成 27 年 11 月 9 日
調達資金の額	800,000,000 円 (差引手取概算額: 770,000,000 円)
発行価額	普通株式 1 株につき 8 円
募集時における発行済株式数	普通株式 790,093,101 株
当該募集による発行済株式数	普通株式 100,000,000 株
募集後における発行済株式総数	普通株式 890,093,101 株
割当先	大都長江投資事業有限責任組合
発行時における当初の資金使途	① 中国協力工場からの直接仕入増加に伴う運転資金 ② 「愛情設計」商品の仕入資金 ③ 「愛情設計」の生産能力増強のための設備資金 ④ モデルショップ及び新規店舗の設備資金 ⑤ 「愛情設計」の広告宣伝資金
発行時における支出予定時期	① 平成 28 年 1 月～3 月 ② 平成 28 年 1 月～平成 28 年 12 月 ③ 平成 29 年 10 月～平成 29 年 12 月 ④ 平成 28 年 9 月～平成 29 年 12 月 ⑤ 平成 28 年 1 月～平成 30 年 12 月
現時点における充当状況	中国協力工場からの直接仕入増加に伴う運転資金として 1 億 80 百万円、国内事業における仕入資金として 3 億 31 百万円、「愛情設計」商品の仕入代金として 1 億 80 百万円、新規店舗の設備資金と

この文書は、当社の第 8 回乃至第 10 回新株予約権 (行使許可条項付) の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	して 29 百万円、広告宣伝、販売促進資金として 10 百万円充当しました。
--	--

この文書は、当社の第 8 回乃至第 10 回新株予約権（行使許可条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(別 紙)

株式会社キムラタン

第8回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社キムラタン第8回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間
平成29年10月23日
3. 割当日
平成29年10月23日
4. 払込期日
平成29年10月23日
5. 募集の方法
第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をクレディ・スイス証券株式会社に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 6,000,000 株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。
但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
60,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額
金 38 円（本新株予約権の目的である株式1株当たり 0.38 円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 64 円とする。
10. 行使価額の修正
第 16 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 91%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額（以下「修正

この文書は、当社の第8回乃至第10回新株予約権（行使許可条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日に係る修正後の行使価額が32円(以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \times \text{1株当たりの} \text{処分株式数} \text{ 払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \left(\frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額}} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}$$

この文書は、当社の第8回乃至第10回新株予約権(行使許可条項付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

調整後行使価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
 - (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
 - (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
 - (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
平成29年10月24日から平成31年10月23日までとする。
 13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
 14. 本新株予約権の取得
 - (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要であるとして、平成30年4月24日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり38円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。
 - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり38円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
 - (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新

この文書は、当社の第8回乃至第10回新株予約権（行使許可条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- 株予約権 1 個当たり 38 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
 16. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
 17. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
 18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 38 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとする。
 19. 行使請求受付場所
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
 20. 払込取扱場所
株式会社山陰合同銀行 神戸支店
 21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
 22. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
 23. その他
 - (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

株式会社キムラタン

第9回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社キムラタン第9回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間
平成29年10月23日
3. 割当日
平成29年10月23日
4. 払込期日
平成29年10月23日
5. 募集の方法
第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をクレディ・スイス証券株式会社に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式10,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日に降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
100,000個
8. 各本新株予約権の払込金額
金70円（本新株予約権の目的である株式1株当たり0.7円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初64円とする。
10. 行使価額の修正
第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場

この文書は、当社の第8回乃至第10回新株予約権（行使許可条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日に係る修正後の行使価額が 32 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \times \text{1株当たりの処分株式数} \text{ 払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当の場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この文書は、当社の第8回乃至第10回新株予約権（行使許可条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
 - (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
 - (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
 - (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
平成29年10月24日から平成31年10月23日までとする。
 13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
 14. 本新株予約権の取得
 - (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要であるとして、平成30年4月24日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり70円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。
 - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり70円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
 - (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり70円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権

この文書は、当社の第8回乃至第10回新株予約権（行使許可条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
 16. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
 17. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
 18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 70 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとする。
 19. 行使請求受付場所
三菱UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部
 20. 払込取扱場所
株式会社山陰合同銀行 神戸支店
 21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
 22. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
 23. その他
 - (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

この文書は、当社の第 8 回乃至第 10 回新株予約権（行使許可条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

株式会社キムラタン

第10回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社キムラタン第10回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間
平成29年10月23日
3. 割当日
平成29年10月23日
4. 払込期日
平成29年10月23日
5. 募集の方法
第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をクレディ・スイス証券株式会社に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式6,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
60,000個
8. 各本新株予約権の払込金額
金104円（本新株予約権の目的である株式1株当たり1.04円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初73円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 当社は、平成30年4月24日以降、平成31年10月22日まで（同日を含む。）の期間において、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知

この文書は、当社の第8回乃至第10回新株予約権（行使許可条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

が行われた日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。

- (2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が32円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
- (3) 上記第(1)号にかかわらず、以下の各場合には、当社は、上記第(1)号に基づく行使価額の修正を行うことができない。
 - ① 当社又はその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。）に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実（金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。）が存在する場合
 - ② 直前になされた上記第(1)号に基づく行使価額の修正に係る通知が行われた日から6ヶ月が経過していない場合

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \times \text{1株当たりの} \text{処分株式数} \text{ 払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ② 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
 - ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当の場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
 - ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通

この文書は、当社の第8回乃至第10回新株予約権（行使許可条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により} \text{ 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
平成29年10月24日から平成31年10月23日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要であるとして、平成30年4月24日以降に当社取締役会が

この文書は、当社の第8回乃至第10回新株予約権（行使許可条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

決議した場合は、会社法第 273 条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 104 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。

- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権 1 個当たり 104 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
 - (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり 104 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 104 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとする。
19. 行使請求受付場所
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
20. 払込取扱場所
株式会社山陰合同銀行 神戸支店
21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
22. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
23. その他
- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

この文書は、当社の第 8 回乃至第 10 回新株予約権（行使許可条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。